

制定 2016年12月 1日

改正 2024年11月25日

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 会員規程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「本協議会」という。）の会員の入退会並びに会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員資格)

第2条 本協議会の目的に賛同し、本協議会に入会を希望する者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 入会申請にあたっては、本協議会役員1名以上の推薦を必要とする。
- 3 会員は、各国又は地域における法令に基づき、法人格を有していなければならない。
- 4 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名等に変更があった場合は、遅滞なくその旨を届出るものとする。

(経費の負担)

第3条 本協議会の事業活動に経常的に費用を充てるため、会員になった時及び毎年、会員は以下に定める会費を納めなければならない。

正会員 1口5万円以上

賛助会員 1口2万円以上

- 2 事業年度の中途に入会し、入会承認月が下半期（10月から翌年3月まで）となる場合は当該事業年度の会費を年額の半額とする。

(任意退会)

第4条 会員は、理事会が定めるところにより退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、既納会費は返還しない。

附 則

この規程は2016年12月1日から施行する。

この規程は2024年11月25日から施行する。